

「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 7年 3月 日

坂 城 町 長

坂城町条例第13号

坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

坂城町消防団員等公務災害補償条例（昭和56年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「

	円	円	円
団長及び副団長	12,500	13,350	14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
班長及び団員	9,100	9,950	10,800

」を「

	円	円	円
団長及び副団長	12,900	13,700	14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
班長及び団員	9,700	10,500	11,300

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置等)

2 この条例による改正後の坂城町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項、同条第3項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた坂城町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する傷害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。